

○周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年12月 1 日

規則第17号

改正 平成24年3月7日規則第10号

令和5年3月27日規則第15号

令和5年11月30日規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年周防大島町条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公募方法)

第2条 条例第2条の規定による指定管理者の公募は、周防大島町役場前掲示場に掲示して行うほか、少なくとも次の方法のいずれかにより行うものとする。

- (1) インターネットホームページへの掲載
- (2) 周防大島町広報紙への掲載

(欠格事項)

第3条 申請しようとする者（法人にあっては役員、法人以外の団体の場合はその代表者）が次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第2条第5号に規定する申請資格を有しないものとする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合も含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (5) 指定管理者の指定を管理の委託とみなし、自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に該当する者

(6) 本町における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(8) 国税及び地方税を滞納している者

2 前項各号に掲げるもののほか、施設の性格、規模及び機能に応じ、指定管理者の候補者として選定し、又は指定することができないものについては、町長が別に定める。

（申請書等）

第4条 条例第3条に規定する指定管理者の指定申請は、様式第1号により行うものとする。

2 条例第3条第1号に規定する申請資格を有していることを証する書類は、申請資格に関する申立書（様式第2号）のほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本

(2) 非法人にあつては、代表者の身分証明書、会則及び構成員名簿

(3) 納税証明書（国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類）

3 条例第3条第2号に規定する事業計画書は、様式第3号により行うものとする。

4 条例第3条第3号に規定する収支計画書は、様式第4号により行うものとする。

5 条例第3条第4号に規定する経営状況を説明する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該団体の前事業年度の収支（損益）計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類

(2) 当該団体の現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類

（選定委員会の設置）

第5条 指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、周防大島町公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(選定結果の通知)

第6条 条例第7条に規定する指定管理者の候補者の選定結果の通知は、様式第5号により行うものとする。

(指定の通知)

第7条 条例第8条第1項に規定する指定管理者の通知は、様式第6号により行うものとする。

(その他)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月7日規則第10号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日規則第15号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月30日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。